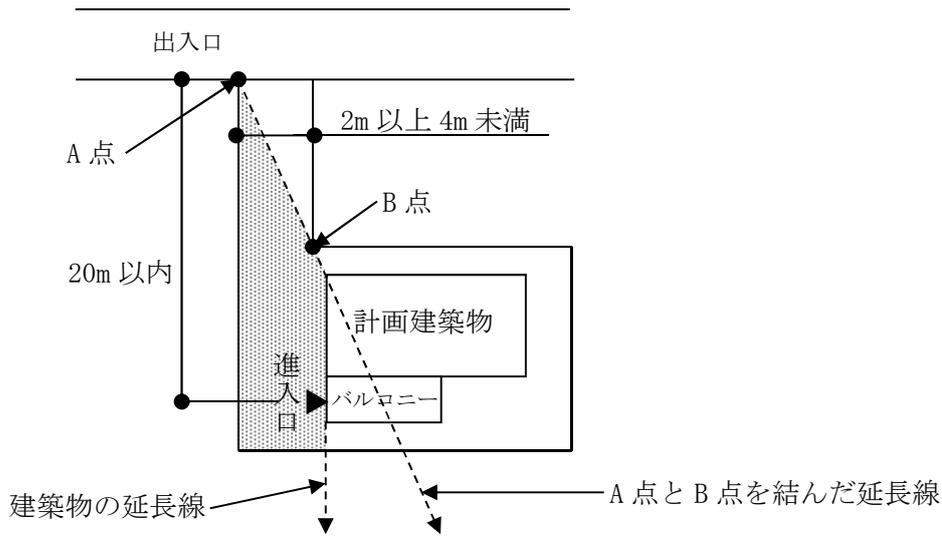


単体規定	非常用の進入口の設置
	法第 35 条、令第 126 条の 6

路地状敷地における非常用進入口（代替進入口含む）

	
<p>① 道から非常用の進入口等までの延長が 20m 以下であること</p> <p>② 路地状部分の幅員が 2m 以上であること</p> <p>③ 地階を除く階数が 3 であること</p> <p>④ 特殊建築物の用途に供するものでないこと</p> <p>⑤ 非常用の進入口又は進入口を有するバルコニーが A 点と B 点の延長線及び建築物（軒・トイ・庇を除く）とその延長線に囲まれた部分に面していること</p> <p>※ 路地状部分の幅員が 4m 以上ある場合は、本文どおり当該通路に面して非常用の進入口を設けること</p>	
技術的助言等	
参考資料等	建築物の防火避難規定の解説 2016（第 2 版） P144